求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策基本方針

公益財団法人 沖縄県交通安全協会連合会（以下「本会」という。）は、交通安全思想の普及・啓発により交通事故のない安全・安心な社会の実現のため交通事故防止活動を行っています。

本会は、求職者等の皆様が安心して求職活動等に挑める環境を整備し、公平・公正な採用の実現を目的として「求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策基本方針」を策定するとともに、求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口を設置します。

１　基本方針

- 本会は、求職者等が安心して求職活動等が行える環境を提供します。
- 本会は、求職活動等においては、求職者等の尊厳と安全を守り、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）行為を一切行いません。
- 求職者等の属性（性別、年齢、国籍、家庭環境、信条等）による差別を行わず、選考と無関係な質問や詮索はしません。
- 本会は、法令に基づき、誠実かつ公平な支援を行います。

２　求職者等セクハラとは

求職者等セクハラとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されることをいいます。

３　求職者等セクハラに該当する行為の禁止

本会は職員による以下の行為は行いません。（※例示であり、これに限るものではありません）

- 求職者等の意に反する身体への接触、容姿への言及
- 性的事実に関する質問（性的な言動・恋愛・結婚・家族計画　等）
- 私的な食事や連絡の強要、個人的な誘いを繰り返すなどの行為
- 求職者等に対し、進路や決定の強要、私生活への過度な干渉、尊厳を損なう言動等

４　適正な連絡手段の確保

- 求職者等との連絡は、本会のメールまたは固定電話を使用します。
- ＳＮＳや私用携帯端末での連絡はしません。
- 連絡および面会にあっては、求職者等の意志を尊重します。

５　相談を受けた際の対応

- 求職者等セクハラの相談を受けた場合、事実関係を迅速に確認し、適切に対処を行います。
- 相談内容や状況に応じ、求職者等への配慮を優先します。
- プライバシー保護を徹底し、相談したことによる不利益な取扱いが生じないよう配慮します。

6　相談窓口

・　求職者等セクハラ防止のため、相談窓口を総務部総務課に設置し、求職者等からの相談に適切に対応する体制を整えます。

　　相談窓口：総務部総務課　098-851-7901

・　求職活動等において、本会職員による求職者等セクハラ行為を受けた場合は、相談窓口へご連絡ください。

・　ご連絡いただいた内容については、匿名性や機密性を確保し、適切に対応します。

・　相談・申告を理由として、選考その他において不利益な取扱いを行うことはありません。

・　必要に応じて是正・救済措置を講じるとともに、求職者等セクハラを行ったものに対して、厳正に対処するなど、再発防止を図ります。

本会は、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境づくりを推進します。

公益財団法人 沖縄県交通安全協会連合会